

業務改善助成金が改正されました

(静岡労働局)

事業上内の最低賃金引上げを支援するための「業務改善助成金」が12月12日から、更に拡充されました。

・主な改正点

- ① 「事業場規模30人未満の事業者」に対する助成上限額を引上げ
- ② 助成対象経費を拡充
- ③ 助成対象を100人以下の事業場としてきた要件を撤廃
- ④ 申請期限3月末まで延長

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html

《助成金の問い合わせ他》

業務改善助成金 コールセンター ☎ 0120-366-440

申請先：静岡労働局雇用環境・均等室

《賃金の改善、支援相談等》

静岡働き方改革推進支援センター ☎ 0800-2005451

① 【助成上限額】(事業場規模30人未満の事業者が対象) (単位:万円)

引き上げる 労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30→60	45→80	60→110	90→170
2～3人	50→90	70→110	90→160	150→240
4～6人	70→100	100→140	150→190	270→290
7人以上	100→120	150→160	230	450
10人以上(※)	120→130	180	300	600

② 【特例事業者の助成対象経費の拡充】

	特例対象事業場	対象経費
拡充	コロナの影響により売上高等が15%以上減少した事業場	定員7人以上又は200万円以下の自動車、貨物自動車、パソコン等の端末及び周辺機器 ＋ 「関連する経費」
	又は 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した事業場	